

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）（抄）

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令を次のように定める。

（法別表第一の総務省令で定める事務）

第一条 （略）

34 法別表第一の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 給付の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 二 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 三 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 四 給付を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認